

令和3年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和3年2月10日 開会

令和3年2月10日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和3年第1回奈井江町議会臨時会

令和3年2月10日（水曜日）

午前 9時28分開会

午前 9時59分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三本英司
副	町長	碓井直樹
教	育長	相澤公
企	画財政課参事	小澤克則
総	務課長	辻脇泰弘
会	計管理者兼会計課長	横山誠
町	民生活課長	馬場和浩
建	設環境課長	大津一由
産	業観光課長	石塚俊也
保	健福祉課長	鈴木久枝
教	育委員会事務局長	松本正志
町	立病院事務長	杉野和博
保	健福祉課課長補佐	田野義美
保	健福祉課課長補佐	辻脇真理子
代	表監査委員	中野浩二

農業委員会会長 小島 和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 滝 本 静
議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（ 9時28分）

開会

●議長

おはようございます。臨時会出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和3年奈井江町議会第1回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第122条の規定により、1番、篠田議員、8番、大矢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第3、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）の専決処分承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副議長

おはようございます。臨時会出席、お疲れさまです。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「専決処分承認を求めることについて」、専決事項は、令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）であります。

歳入歳出それぞれ226万3,000円を追加し、総額をそれぞれ55億4,187万円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の事務的経費に要する経費で、1月28日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、6ページをお開きください。

4款1項2目の予防費では、ワクチン接種準備に係る予診票、広報周知などの需用費で30万8,000円、システム改修、クーポン券作成委託料で195万5,000円、合わせて226万3,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

14款2項国庫補助金では、今ほど説明いたしました歳出に係る国からの補助金226万3,000円を追加計上し、収支の均衡を図っております。なお、関係情報の収集や接種に係る各種事務などに取り組む体制の整備として、2月1日付、関係課の職員で構成するワクチン接種対策室を設置しております。

現時点では、4月1日以降となると見込まれている高齢者向けの接種は、町内医療機関での個別接種を予定しておりますが、ワクチンの供給量、時期ともに不透明な状況にあり、引き続き情報収集しながら円滑なワクチン接種が行われるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上、補正予算の概要についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、竹森議員。

●3番

今ほど説明がありました。それに、1月28日には議員にも説明があり、1月中ということで、まだいろいろ決まっていなかったことはありましたが説明を受けました。

2月に入りまして、昨日、今日の報道等でもありますように、ワクチンの1バイアル当たり6回としていた接種が5回しかできないということでいろいろ物議を醸していて、当然2割減るので、後々の計画にもいろいろ影響すると思いますが、それについてと、今、説明のあった接種の方法ですけれども、奈井江町においては、かかりつけ医、医療機関によって個別接種をする。

ほかの市町村の例を見ると、集団接種を行う町もあるんですけれども、奈井江町においてそのような個別接種にするという理由なども伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

第1回臨時会ご出席、お疲れさまでございます。

ただいまの竹森議員のご質問にお答えいたします。

まず、ワクチンの接種回数ですけれども、ワクチンの1バイアル当たりの回数ですけれども、12月時点で一度、1バイアル5回というふうに指示がありました。これが1月になりまして、1バイアル6回ということで、想定していたのは当初の5回で、最初、想定をしておりましたので、また元に戻ったという形になるかなと思っております。

そうしますと、6回であれば1,170回分、最小の供給単位が195バイアルということで、当初は975回分だったものが1月の時点で1,170回分、これがまた975回分に戻ったということで、その回数で1巡目の接種体制を組むということになるかと思っております。

極端に接種の人数が減ったというふうには考えてはおりませんが、最終的には医療機関とまた調整をしながら、順当に配分できるような形で準備を進めていきたいというふうに思っております。

二つ目の接種方法の個別接種と集団接種の部分ですけれども、集団接種も一応検討はしておりました。65歳以上の優先接種の方々のスタート時におきましては、このワクチンが初めてのワクチンということもありまして、副反応等の心配もございまして、医療機関とかかりつけ医の先生方と相談いたしまして、スタート時においては、やはり

医療機器がそろった医療機関での接種が望ましいのではないかとということで、スタート時はこの個別接種でスタートしていく。

ワクチンの供給がまだちょっと見えない状態ですけれども、ワクチンの供給が順当に行きまして、そして、接種の対象者の部分の枠が広がっていくという形で順調に進む中においては、集団接種も検討していきながら多くの方が接種できるような体制を検討していくというふうに考えております。

●議長

3番、竹森議員。

●3番

説明、ありがとうございます。

2月の中下旬からも医療関係者からも接種を始めるという話ですけれども、なかなか具体的にいろいろ下りてこないのが実情だと思うんですけれども、対策室も設置しているということで苦勞が多いと思いますけれども、うまくできるといいなという私個人の感想ですけれども、よろしく願いいたします。

●議長

ほかに質疑はありませんか。6番、笹木議員。

●6番

今回のワクチン接種に関わる接種体制の確保が大変厳しいのではないかなというふうに感じております。

そこで、何点か質問をさせていただきますが、システム改修、また、クーポン券の印刷、郵送、医療機関との調整です。ここに関わる人員体制の確保はできているのかという点が大変心配しております。

また、接種対象者の概数ですが、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設従事者とそれ以外の町民の順に接種になると思いますけれども、高齢者の方について、入院、施設入所の方、また、在宅要介護者の移動手段も含めて、どのような接種になるのか。また、基礎疾患を有する方の概数の掌握が、私自身は大変難しいのではないかなと感じておりますけれども、どのように掌握をしていくのか。

また、住所地外の接種です。これについて、他市町に入院、また、施設入所されている方、仕事の関係で長期間家を離れている方の接種について伺います。

●議長

答弁を、副町長。

●副町長

まず、私のほうからは、今、冒頭あった体制の関係を申し上げたいと思いますが、新型コロナウイルスの感染症対策本部というのを、今、町のほうで設けておりまして、その中で、2月1日付でこのワクチンの接種に関わる対策室の設置について合意を得て決定をしたところでございます。

そこで、この体制となるのは、国・道等の窓口となる、まず主体となるのが保健福祉課という形になりまして、また、コロナの今の対策本部を仕切る総務課、それから、実際に現場で接種を担う町立病院の事務局と、この3課の体制で、まずは、この対策室を設置したところでございますが、昨日、連絡会議を設けたのですが、非常に災害級の大変な任務になるということをまず認識しようということで、場合によっては、日常の業務に支障を来すこともあり得る。そういうような形でのお話をしたところでございます。

いずれにしても、しかも長期間にわたるだろうというようなことも想定しながら、まずは連絡体制をきっちり取ろうということになってございまして、今、入り口としては、それぞれの担当する業務というのを明確にし、また、その課題を洗い出してそこをみんなで共有する中で、足らざる部分は全庁的な体制の中で応援体制を取ろうという考え方を持っております。

また、他の市からの情報も得ながら、もちろん今の冒頭の接種券ですか、こういったものは、今、委託にかけるという形での予算も計上し通させていただきましたが、この中で、委託という部分、人的な派遣を求めるだとか、ほかの町によっては、受付に関するコールセンター等々の検討もなされているということで、今、それらの情報も、今、集めておりまして、可能な限り庁舎内、また、外部のマンパワーも可能性も探りながら体制を整えていきたいというのと、また、加えて当然ながら開業医の先生とも随時連携を取っていきたいという考え方を持っております。

また、今、それぞれ対象者に関しては、今、ファイザー製のワクチンであると2回の接種ということであったり、また、その他の部分も承認が続けば、それらをどうやって国が配分していくのかということもまだ不明でありまして、それらによって、それぞれ順次高齢者、それから、基礎疾患をお持ちの方と一般の方等々、順番に流れていくわけですが、そこら辺がまだ実はどう対応していくのかというのがなかなか見通しが見つからないというのが状況でございます。

いずれにしても、当面、医療機関との連携の下、住民の皆さんにもご理解いただきながら、この高齢者の部分を先ほど申し上げましたが、医療機関の個別接種という体制の中で進みながら順次接種を続けていきたいという考え方でございます。

入院患者、在宅患者、それぞれ対象となる部分も違ってまいりますが、入院患者の部分についても、まだ実際、国のほうからの考え方というのがなかなかまだ示されてございません。

そんな中で、当然、医療機関であったり、入院ばかりではなく施設入所者に関しても、その施設の管理者、また、そこに医療に当たる先生等々の考え方が確認をしていくという形になろうかと思いますが、この辺は、もう少しちょっと時間をいただきたいと考えてございます。

また、居住地についても、原則、居住地で接種をするということで、今、通知がなされているんですが、もろもろ行動の中で、例えば企業に対する考え方だとか、日々、今、新しい考え方が示されてくる状況でありますので、進みながら、歩きながら、いろんなものにやはり改善を図りながら取り組んでいかなきゃならない形になろうかなというふうに、今、捉えているところでございます。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

ただいまの笹木議員のご質問の基礎疾患を有する方の概数の部分なんですけれども、今現在、具体的な人数までは計算はしておりませんが、想定とするところでは、基礎疾患を有する者では、総人口の20歳から64歳の場合であれば、総人口の6.3%、そして、20から59歳の場合は4.9%ということ想定して試算をした上で、今後、体制を考えていきたいというふうに思っておりますし、高齢者施設等の従事者につきましても総人口の1.5%ほどいらっしゃるということ想定しながら、国の様々な通知等を参考にしまして体制づくりをしていきたいというふうに思っております。

また、移動手段等につきましては、今のところ、いろんな町民の方々からの声を拾い上げて必要性等をまた検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長

6番、笹木議員。

●6番

今ほど答弁をいただきましたけれども、先ほど副町長おっしゃっていたように、限られた人数で膨大な作業量だと思っております。

それで、大災害に準じた作業量、本当に職員さんには頑張ってもらって作業を潤滑に進めていただきたいと思っておりますし、今ほど課長の答弁にありました基礎疾患を有する方、パーセントではそうなんですけど、実際に基礎疾患というのはなかなか分かりづらくて、これは自己申告とかそういうような形で基礎疾患の人数ではなくて一人一人の名前で把握していくこととなりますよね、町としては、高齢者もそうですし、入所者等もそうですし、全部がそうだと思うんですけれども、この基礎疾患、すごく疑問に思うんですが、どこまでを基礎疾患と捉えるのか、お聞きしたいと思います。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

ただいまのご質問で、基礎疾患の範囲というところかなと思うのですが、現在、国から示されているものの具体的な部分では、ちょっと細かいんですけども、例えば慢性の呼吸器の病気、心臓病、腎臓病、肝臓病、あと糖尿病と、あと血液の病気、鉄欠乏性の貧血は除くという形になっているんですけども、あと、免疫の関係の病気、ステロイド等で免疫機能を低下させるような治療をされている方、そのほか神経疾患ですとか、神経筋疾患など、そういったものですか、あと染色体異常、かなり多岐にわたっているような印象がございます。

そのほか、例えば睡眠時の無呼吸症候群がある方ですか、BMI 30以上の方といったことが示されております。

こちらにつきましては、住民の方々も、どの部分が基礎疾患に該当するのかということが判断できない可能性がございますので、この部分はしっかりと住民の方々に周知をしまして、判断できるような形で情報提供したいというふうに思っておりますし、この部分につきますと、やはり自己申告という形になります。予診票にその旨を記載していただいて、申告をしていただくようなそんな形になってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長

6番、笹木議員。

●6番

今ほどの説明で分かったような気がいたします。

もう少し質問させていただきたいんですが、接種には、お医者さんの問診が必要だということを知っておりますし、接種後は15分から30分ぐらい待機するということになっておりますけれども、従来の通院されている患者さんと併せての接種になろうかと思うのですが、場所の確保が可能な状況なのかということと、他市町で働いている方、平日働いている方が、広域で接種を受けられるのかという点、最後の質問になりますけれども、2月に入ってから世論調査ですが、接種をしたくないという方が28%という数字を見たときに、町で考えると1,500人ぐらいの方が接種をしないというような状況も可能性としてはあるのかなと思います。この方たちに対して、今時点でお考えがあるか伺います。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

ただいまのご質問ですが、まず、場所の問題ですが、やはり医療機関では決まった場所の中で通常の診療業務と予防接種をしなければならないという状況の中で、そ

れぞれいる機関にはいろいろな情報収集というか相談をさせていただきながら、安全に予防接種ができるような方法を模索していきたいというふうに思っております。

一定時間待機をしていかなければならない、接種後が副反応の関係がありますので、待機をしていかなければならないということもございますので、こういったことが医療機関では懸念されるのかということ十分に情報収集しながら対策を考えていきたいと思っております。

また、広域での接種という部分なんですけれども、今現在では、住所地での接種が基本というふうになっております。ただ、やむを得ない事情がある場合ということで、その住所地外でも接種できるというような形になっておりますので、それと、先ほど副町長も申し上げたとおり、就業者、働いている方々の接種の方法といったところも、今の国のほうからもいろんな情報が下りてきているような状況もありますので、まだ情報としては動く可能性があるということで、その国の情報を基にまた検討を重ねていきたいというふうに思っております。

また、28%ほど接種したくないという方がいらっしゃるという調査結果がありますが、やはり当初から、した方を見てから接種をちょっと検討したいという方も結構なパーセンテージいらっしゃるなというふうに思っております。やはり初めてのワクチンということもあるので、不安は尽きないのかなというふうに思っております。

こちらのほうは、やはり予防接種という公衆衛生上の概念からすると、ある程度の人数接種していただかないと予防効果が十分に得られないということもございますので、そういったことの注意というか情報を提供しながら理解を促していくことと。ただ、やはり強制ではないので、義務接種という形ではないので、努力義務という中できちんと接種される方が接種するかどうかを判断できるように情報提供に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●議長

6番、笹木議員。

●6番

いずれにしても、この接種が完全に完了するまで相当長い期間がかかるんじゃないかなと思っております。

町内の皆さんが無事接種を完了して、そこに至るまで大変かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

●議長

ほかに質疑ありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論ありますか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第4、議案第2号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書7ページをお開きください。

議案第2号「令和2年度一般会計補正予算（第12号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ8,281万3,000円を追加し、総額をそれぞれ56億2,468万3,000円とするものでありますが、今回の補正予算につきましては、町道及び公営住宅の除排雪に係るものでございます。

補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、12ページをお開きください。

8款2項1目の道路維持費では、例年を上回る降雪量のため、2月中に実施をする町道の排雪経費、雪捨て場保守管理に加え、3月以降に実施いたします、民地堆雪分の排

雪費用を見込み、委託料 8,000 万円を追加計上しております。なお、町道の排雪作業につきましては、2 月 15 日からの実施に向け、今、準備を進めてございます。

5 項 1 目の住宅管理費では、公営住宅の空き家の対応分として不足する除排雪作業手数料、重機借上料合わせて 281 万 3,000 円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差 8,281 万 3,000 円については、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番、竹森議員。

●3 番

今ほど説明ありましたけれども、皆さんご存じのとおり、今年の冬は岩見沢、美唄をはじめ、管内で大雪となっています。

そこで、今回、排雪するわけですが、トラックの需要も増えていると思われま。その中で、現在の計画、2 月 15 日より道路の排雪を始めるということなんですけれども、それに支障がないのかどうか、スケジュールについて伺います。

ほかに 2 点なんですけれども、今回、大雪による特別な支出ということで、当初予算を大幅に上回る排雪費用となりますが、このことについて今のところ財政調整基金で賄う、それについて、これ以降、特別交付税などの措置をできるのかどうか伺いたいと思います。

最後になりますけれども、今の質問に関係するんですけれども、特別交付税などを受けるか、受けられないかで変わると言うんですけれども、今回の措置によって財政調整基金の年度末の残高はどのぐらいになることを予想しているのか、伺いたいと思います。

●議長

建設環境課長。

●建設環境課長

改めまして、臨時議会出席、大変お疲れさまでございます。

ただいまの竹森議員のご質問でございます。

排雪のスケジュールということで、現在、各市街地の堆積分のかき出しを行い、2 月 15 日から排雪に関わるダンプ並びに誘導員の確保を行い、町内の幹線道路及び生活道路の全排雪を行う予定で考えております。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

2点目の特別交付税の関係についてでございますが、除排雪に係ります特別交付税につきましては、市町村から報告されました所要額等を基に毎年3月分の交付額に含まれる形で交付されてございます。

今回の追加補正額については、2月12日提出期限の所要額調査に加えて報告をいたしますが、交付額の特別交付税の算定につきましては、過去5か年の所要額も含めて算定され、内訳は示されませんが、降雪量が少なかった昨年度においても特別交付税の3月交付額は前年よりも増加しているというような結果となっております。

したがって、現時点で今年度の交付額に除排雪の増加分がどの程度反映されるかというのは、分からないという状況であるということをご理解をいただきたいと思いません。

しかしながら、今年の排雪費用につきましては、直近で最も雪の多かった平成29年度の費用を超える状況でありますので、これらの状況を国・道に伝え、特別交付税の反映ですとか、平成29年度、国の臨時特例措置として交付がありました、道路除雪費補助などの対応について要望を行ってまいりたいと考えてございます。

それから、3点目の財政調整基金の見通しでございますが、ただいま申しましたように、特別交付税の予算額については、現在のままの見通しとなりますが、今回の補正予算につきまして財政調整基金からの繰入額が繰入れの見込額が約1億1,000万、年度末の基金残高が2億2,000万円になる見通しとなっております。

●議長

よろしいですか。

3番、竹森議員。

●3番

今ほど建設課長より排雪の予定を示されたんですけれども、トラックの確保については問題ないということによろしいですか。

●議長

建設環境課長。

●建設環境課長

トラック及び誘導員についても確保できるということで進んでおります。

●議長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年奈井江町議会第1回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(9時59分)